国際陶磁器フェスティバル美濃

実行委員会規約

国際陶磁器フェスティバル美濃実行委員会

国際陶磁器フェスティバル美濃実行委員会規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、国際陶磁器フェスティバル美濃実行委員会(以下「本会」という。) と称する。

(目的)

第2条 本会は、陶磁器における国際的な産業、学術、伝統等の幅広い分野に関する 事業を開催し、もって地域経済の発展、文化の振興及び国際化に寄与することを目 的とする。

(事業)

- 第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
 - (1) 国際陶磁器フェスティバル美濃(以下「フェスティバル」という。)
 - (2) その他前条の目的を達成するため必要な事業

(構成)

第4条 本会は、別表に掲げる団体をもって構成する。

第2章 役 員

(役員)

- 第5条 本会に、次の役員を置く。
 - (1) 会 長 1名
 - (2)副 会 長 15名以内
 - (3) 理 事 40名以内
 - (4) 監事 2名
- 2 理事は、本会の構成団体の長又は構成団体から選出された者をもって充てる。 ただし、岐阜県においては商工労働部長、東濃県事務所長、岐阜県現代陶芸美術 館長、岐阜県セラミックス研究所長、及び多治見警察署長をもって充てるものとす る。
- 3 会長は、理事の互選により定める。

- 4 副会長は、理事の中から会長が指名し、理事会の承認を得るものとする。
- 5 監事は、会長が指名し、理事会の承認を得るものとする。

(職務)

- 第6条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する副会長が職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。
- 4 監事は、本会の業務及び会計の執行状況を監査し、その結果を理事会に報告する。

(任期)

- 第7条 役員の任期は、承諾を受けた日からフェスティバル開催年度末までとする。 ただし、任期の満了前に退任した役員の補欠として就任した役員の任期は、退任し た役員の任期の満了する時までとする。
- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 会長は、任期満了後、次の会長が決まるまで、その職務を代行する。

第3章 理 事 会

(構成)

- 第8条 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成する。
- 2 会長は、必要と認めるときは、理事会において関係者の出席を求め、意見を聞く ことができる。

(任務)

- 第9条 理事会は、次の事項を審議し議決する。
 - (1) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (2) 予算及び決算に関すること。
 - (3) 規約の制定及び改廃に関すること。
 - (4) その他重要な事項に関すること。

(招集等)

- 第10条 理事会は、会長が招集する。
- 2 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第11条 理事会は、理事会構成員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

(議決)

第12条 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。

(会長の専決処分)

- 第13条 会長は、緊急の必要により理事会を招集することができないときは、第9 条に定める議決事項を専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次回の理事会において報告しなければならない。

(議事録)

第14条 理事会の議事については、議事録を作成しなければならない。

第4章 名 誉 総 裁 等

(名誉総裁等)

- 第15条 本会に名誉総裁、総裁、特別顧問、顧問及び参与(第4章において「名誉 総裁等」という。)を置くことができる。
- 2 名誉総裁等は、必要に応じ、会長が委嘱する。
- 3 名誉総裁等は、必要に応じ、会長に対し助言を行うものとする。

第5章 運 営 委 員

(運営委員)

- 第16条 本会に、運営委員を置くことができる。
- 2 運営委員は、会長が委嘱する。

- 3 運営委員は、会長が諮問する事項について調査研究を行い、会長に答申するものとする。
- 4 運営委員は、第3条に定める事業の有効かつ効率的な運営を図るものとする。

第6章 事 務 局

(事務局)

- 第17条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局は、多治見市東町4丁目2番地の5 セラミックパークMINO内 に置く。
- 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 会 計

(経費)

第18条 本会の経費は、第3条に定める事業の入場料金、負担金、補助金、寄付金 その他の収入をもって充てる。

(会計処理)

第19条 本会の会計に関する収入及び支出、契約等の事務の処理については、公 益財団法人セラミックパーク美濃の例による。

第8章 補 則

(委任)

第20条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

- 1. この規約は、平成15年3月28日から施行する。
- 最初の役員の任期は、第7条第1項の規定にかかわらず、平成18年3月3 1日までとする。

附則

この規約は、平成30年10月3日から施行する。

附則

この規約は、令和3年3月4日から施行する。

附則

この規約は、令和3年12月4日から施行する。

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

構 成 団 体

岐阜県

多治見市

瑞浪市

土岐市

可児市

日本陶磁器工業協同組合連合会

日本陶磁器卸商業協同組合連合会

全国タイル工業組合岐阜県支部

岐阜県陶磁器産業連盟

多治見商工会議所

瑞浪商工会議所

土岐商工会議所

笠原町商工会

岐阜県陶磁器工業協同組合連合会

岐阜県陶磁器卸商業協同組合連合会

岐阜県タイル商業協同組合連合会

岐阜県窯業原料協同組合

岐阜県石膏型工業協同組合

岐阜県陶磁器デザイン協議会

岐阜県陶磁器デザイナー協会

岐阜県石油商業組合多治見支部

(公社)美濃陶芸協会

(独)日本貿易機構(ジェトロ) 岐阜貿易情報センター

(一社)岐阜県発明協会多治見支会

(一社)多治見建設業協会

(一社)多治見青年会議所

(一社)瑞浪青年会議所

(一社)土岐青年会議所

多治見市美濃焼ミュージアム

多治見国際交流協会

(公財)セラミックパーク美濃

(株)中日新聞社

セラミックバレー協議会